

関税法施行令及び関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 1 . 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（以下「協定」という。）における関税についての便益の適用を受けるために必要な原産地証明書等に係る記載事項及び提出時期等に関する所要の規定の整備を行うこととする。（関税法施行令第4条の2、第4条の12、第36条の3、第51条の4、第51条の12及び第61条関係）
- 2 . 特恵関税制度について、マレーシアを原産地とする特定の物品を特恵関税の適用から除外することとする。（関税暫定措置法施行令第25条及び別表第1の5及び別表第1の6関係）
- 3 . その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 . この政令は、協定の効力発生の日から施行することとする。